

「泣き叫ぶ 心の声に 救う手を」

(高島中学校1年 橋本 侑奈さん)

子ども虐待防止活動の一環として、本年7月に募集した標語の中から、毎月1作品をご紹介します。

DV防止法の主な内容

- I DVは犯罪行為と明文化
- II 保護命令制度を創設
- III 配偶者暴力支援センターの設置
- IV 配偶者からの暴力を発見したものに通報の努力義務

※保護命令とは

被害者が配偶者からの更なる暴力により、重大な危害を受けるおそれ大きい時に、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者（事実婚の者および元配偶者を含む）に対し発する命令のことです。

命令には、加害者が近づく事や付きまといを禁止する「接近禁止命令」と、被害者とともに住む住居からの退去を命じる「退去命令」の2種類があります。



I 改正の主な内容

保護命令制度の拡充

今回、保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布され、平成20年1月1日から施行されます。

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト (<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>) を開設しています。

シリーズ STOP THE 暴力③

DV防止法は、あなたを守ります

DV（配偶者からの暴力）は被害者に恐怖を与え、生活を脅かし、尊厳を傷つけます。また、被害者だけでなく、その子どもにも重大な影響を与えます。暴力はどんな関係においても許されるものではありません。

- 1 生命または身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
- 2 電話等を禁止する保護命令
- 3 被害者の親族等への接近禁止命令
- II 市町村基本計画の策定の努力義務
- III 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
- IV 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

【参考】滋賀県子ども家庭課発行「ドメスティック・バイオレンスをなくすために」(平成19年3月)

相談先

子ども家庭相談課 ☎(05)8157、市役所代表 ☎(05)8000
または、滋賀県中央子ども家庭相談センター「女性相談」 ☎077(0)647867
滋賀県立男女共同参画センター「女性センター」 ☎074(0)78739

子どもの思いの、代弁者に！

～保育園の保育士からのメッセージ～

朝、送ってこられる親子のほとんどは、笑顔で登園してきてくれます。でも、そんな中いつもさつさと歩くお母さんの後を、一生懸命ついていこうとする子どもの姿があります。きつと家を出るときからこんな状態だったと思います。部屋の前に来ても、満たされない気持ちでいっぱいの子は、母との離れ際も悪くグズグズ言い出し、出勤前で時間にも気持ちにも余裕のないお母さんは、保育士に子どもを委ね仕事に行ってしまう。お母さんも決して気持ちよく仕事には行けないと思いますが、子どもは「ママなんか大嫌い」と言っています。

自分で気持ちを立て直し友達の中に帰っていきます。こんな姿の子どもたちに共通することは、抱っこを求め、保育者に自分ひとりを受け止めてもらいたいという要求を出したり、また、自分の思いが叶わないと友達に攻撃的になったり、いろいろな方法で自分の存在をアピールしてきます。園では、できる限り受け止めるよう努力しています。家でもきつと親を困らすという形で「私のほうを向いてよ」と訴えていると思います。

この気持ちのずれが大きくなると、決して良好な親子関係は築けないので、本当に抱きしめてほしい相手は親であること、ぐずる子どもの姿をそのまま受け止め、少しでも気持ちが近くなるように、親から歩み寄ってほしいことを、子どもに代弁者としてしっかり伝えていくことも、保育者としての大きな責務だと思っています。(保育士)

※シリーズ「現場から」または本ページのご意見、ご感想をファクスまたは電子メールでお寄せください。ファクス番号は(25)5490、メールのアドレスはkodomo@city.takashima.shiga.jpです。

子育てエピソードコーナー

みんなで子育て！
子育て！
子育て！



地域で子育て！
子育て！
子育て！

各地域の子育て支援センターが「季節に応じた様々な行事や旬の事業」を紹介する

今津地域子育て支援センターでは、0才児いくらちゃん、1才児うさぎちゃん、2才児きりんちゃん、3才児うさぎちゃんの年齢別あそびの広場を行っています。

あそびの広場では、年齢に応じて親子で一緒に体がふれあうあそび、わらべうたあそび、手作りおもちゃの紹介などいろいろな場を提供しています。

そのような中で、子育てに不安や悩みなどを抱えているお母さん同士が相談し合ったり、また分らないことなどを互いに教え合ったり、和やかな雰囲気となっています。

最近では、都市から移り住んで来られる方も多く、新しい場所にお友達がいらないお母さんが子どものあそびの場を探しているなどの声をよく聞きます。お母さん同士の仲間づくり、子育て情報発信の場所として、ぜひ支援センターのあそびの広場にお越しください。



子育て奮闘中の保護者が綴るコラム

子育ての

子どものこい話

子どもからのサイン

「おかあさん、手つないで寝よう」。現在3歳のお姉ちゃんが時々言ってくる。2歳半だった頃、弟が産まれて世話をするのに精一杯だった時、ふとお姉ちゃんを見てみると、手の爪をずっと噛んでいることに気づきました。とりあえず「止めさせなければ」との思いで叱るばかりでした。それは支援センターに遊びに来ている間も続きました。周りのお母さんたちや保育士さんに相談し、日中は遊んだりして爪を噛むことを忘れさせるために気を紛らわせていました。叱ることは逆効果であり「私の方を見て！もっと一緒に遊んでよ！」というサインだと教えてもらわなければ、ずっと叱れば止めさせることができると勘違いしていました。

しかし、日中は遊ぶことで気が紛れたとしても、夜寝る時はどうしようと考えていたら、□元に手がいかないようにすればいいんだと思いついて「一緒にお手つないで寝ようか？」と誘って「うん、おかあさんと手をつないで寝よう」と喜んでくれました。これは大成功、今では爪を噛むことはなくなりました。手をつなぐことで安心してくれたのだと思つと、いろいろな人に相談してよかったと思つています。今は、母親の手だけではなく、お父さんの枕や大好きな熊のぬいぐるみも触って寝られるようになりました。



=子育て支援センターへの問い合わせ=

- マキノ地域(マキノ児童館内) ☎(27)8187
- 安曇川地域(古賀保育園内) ☎(33)1540
- 今津地域(今津東保育園内) ☎(22)4833
- 高島地域(高島保育園内) ☎(36)0660
- 朽木地域(朽木保育園内) ☎(38)2070
- 新旭地域(大師山さくら園内) ☎(25)8439